

議案第 83 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例
の整備について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

山都町長 坂本 靖也

(提案理由)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、町の基幹業務シ
ステムを標準準拠システムへ移行することに伴い、関係条例を整備する必要が
あります。

これが、この議案を提出する理由です。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山都町税条例の一部改正)

第1条 山都町税条例(平成17年山都町条例第49号)の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「4月1日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改める。

第83条第2項中「4月11日から同月30日まで」を「5月1日から同月31日まで」に改める。

(山都町国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 山都町国民健康保険税条例(平成17年山都町条例第52号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る納付額に合算するものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(納期前の納付)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中山都町税条例第83条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(山都町税等の徴収等の特例に関する条例の廃止)

第2条 山都町税等の徴収等の特例に関する条例（平成17年山都町条例第51号）は、廃止する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中町民税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の町民税について適用し、令和7年度分までの町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 第1条の規定による改正後の山都町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定中国民健康保険税に係る部分は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

山都町税条例(平成17年条例第49号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○山都町税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第49号</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、<u>4月11日から同月30日まで</u>とする。</p>	<p>○山都町税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第49号</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（種別割の賦課期日及び納期）</p> <p>第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、<u>5月1日から同月31日まで</u>とする。</p>

山都町国民健康保険税条例(平成17年条例第52号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○山都町国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第52号</p> <p>（納期）</p> <p>第11条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p>	<p>○山都町国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月11日 条例第52号</p> <p>（納期）</p> <p>第11条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>3 <u>国民健康保険税の各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期に係る納付額に合算するものとする。</u></p> <p><u>（納期前の納付）</u></p> <p><u>第11条の2 国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。</u></p>

○山都町税等の徴収等の特例に関する条例

平成17年2月11日

条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、納税義務者の町税等の納入を容易にするため山都町税条例（平成17年山都町条例第49号。以下「税条例」という。）及び山都町国民健康保険税条例（平成17年山都町条例第52号）により賦課徴収する町税等の賦課徴収等に関し特例を定めるものとする。

(この条例を適用する税目)

第2条 この条例は、町に納税義務を負う個人又は法人に対し賦課徴収を行う次に掲げる町税等について適用する。ただし、第1号に掲げる町民税（県民税を含む。以下同じ。）及び第3号に掲げる国民健康保険税のうち特別徴収に係るものを除く。

- (1) 町民税
- (2) 固定資産税
- (3) 国民健康保険税

(徴収方法)

第3条 前条の町税等の賦課は、同条各号の町税等の納税通知書となるべき一の納税通知書に併記して行うものとし、第1期分の納税通知書に併せて第2期分から第10期までの分の納税通知書により一括して通知するものとする。

2 前条の町税等の徴収は、普通徴収の方法による。

(納期)

第4条 第2条の町税等の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 8月1日から同月31日まで
- 第4期 9月1日から同月30日まで
- 第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 1月1日から同月30日まで

第7期 1月2月1日から同月31日まで

第8期 翌年1月1日から同月31日まで

第9期 翌年2月1日から同月末日まで

第10期 翌年3月1日から同月31日まで

2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該全期間内において別に納期を定めることができる。

3 納税者は、前条第1項の納税通知書に記載された各町税等の額を第1項の納期の数で除して得た額を各納期に納付する。

4 前項の規定によって算定した各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、その金額は、第1期に合算する。ただし、町長がこの規定により難いと認めたときは、分割納入させることができる。

(納期前納付)

第5条 納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(督促)

第6条 督促状は、税条例の督促に関する規定にかかわらず、当該納期の未納額を1件として取り扱う。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

附 則 (平成18年12月18日条例第43号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月18日条例第20号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

単税方式への変更について

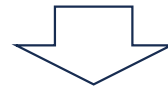
資料 2

区分	現行	税システム標準化後
方式	集合税（3つの税を合わせて納税） <ul style="list-style-type: none"> 町県民税（住民税）※国の森林環境税 固定資産税 国民健康保険税 	単税（税目ごとに納税） <ul style="list-style-type: none"> 町県民税（住民税）※国の森林環境税 固定資産税 国民健康保険税
納期	10期：6月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 町県民税 4期：6月、8月、10月、1月 固定資産税 4期：5月、7月、12月、2月 国民健康保険税 10期：6月から3月
納付書	納期ごとに3つの税を合わせた納付書（10枚）	税ごと、納期ごとに納付書（18枚） <ul style="list-style-type: none"> 町県民税 4枚 固定資産税 4枚 国民健康保険税 10枚
根拠	<u>山都町税等の徴収等の特例に関する条例</u>	山都町税条例、山都町国民健康保険税条例
他団体状況	集合税10期：宇土市、宇城市 単税10期：甲佐町、美里町 単税4期（標準、国保10期）：御船町、嘉島町、益城町	単税4期（標準、国保10期）：宇土市、宇城市、甲佐町、御船町、嘉島町、益城町 単税10期：美里町
その他		納付方法切替時期：令和8年度 ※システムは令和7年度途中（12月）で切り替え（切替後に更正があった場合は単税で納付書発行、納期は10期のまま）

納期の比較

現行：集合税方式

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納付書
町県民税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10枚
固定資産税													
国民健康保険税													



変更後：単税方式

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	納付書
町県民税			1期		2期		3期			4期			4枚
固定資産税		1期		2期					3期		4期		4枚
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10枚

※軽自動車税について 令和7年度から納付時期を4月から5月に変更

納税通知書・納付書

現行：集合税方式

税目	送付内容	送付時期
集合徴収 町県民税 固定資産税 国民健康保険税	納税通知書 + 全期前納用納付書 1 枚 + 期別納付用納付書 10 枚	6 月中旬



変更後：単税方式

税目	送付内容	送付時期
町県民税	納税通知書 + 全期前納用納付書 1 枚 + 期別納付用納付書 4 枚	6 月中旬
固定資産税	納税通知書 + 全期前納用納付書 1 枚 + 期別納付用納付書 4 枚	5 月中旬
国民健康保険税	納税通知書 + 全期前納用納付書 1 枚 + 期別納付用納付書 10 枚	6 月中旬

単税化の理由と影響

(理由)

- 費用と労力の軽減を図るのが情報システムの標準化。それは市町村ごとのカスタマイズ（個別の設定）をなくすこと
 - 山都町CIO補佐（※）「市町村ごとのカスタマイズをやめるのが標準化。システム事業者がカスタマイズに応じるとしても、改修の費用が掛かる。法令改正のたびにカスタマイズが必要になる、ずっと費用が発生する」
(R6.3.25 山都町第3回DX推進本部会議において)
※CIO補佐：最高情報責任者補佐
- システム標準化の実施は地方公共団体の責務
 - 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第4条（国及び地方公共団体の責務）
第2項「地方公共団体は（略）地方公共団体の情報システムの標準化を実施する責務を有する」

(影響)

- 1期ごとの負担額の増加
- 毎月の負担が一律にはならない
- 納付書の種類と枚数が増える
- 税目を選んでの納税の可能性

単税方式変更の予定

